

仕 様 書

1. 委託業務題目

研究者の交流・ネットワークに関する調査

2. 委託業務の目的

研究活動や経済活動のグローバル化、科学技術の複雑化、研究開発活動の大規模化等に伴い、科学技術イノベーションを推進する上で、一国の限られた人材、研究施設等を活用するだけでは限界があることから、国際的に研究活動を行う重要性が増しており、人材が国境を越えて流動する「頭脳循環」の流れが進み、科学技術・イノベーションの鍵となる優れた人材の国際的な獲得競争はますます熾烈となっている。

我が国が科学技術を推進し、イノベーションを創出していくためには、国際的な人材・研究ネットワークの一角を占め、海外から研究者を惹きつけるとともに、国際的に活躍できる人材を輩出していくことが重要である。

そのため、文部科学省では、若手研究者の海外への派遣を促進する「海外特別研究員事業」や外国人若手研究者を招へいする「外国人特別研究員事業」を推進している。また、研究者が世界の舞台で切磋琢磨する場として、国際共同研究を推進している。

このような施策の今後の方向性を検討するためには、研究者の派遣・受入れの定量的・定性的な把握が必須である。文部科学省においては、これまで我が国の大学等研究機関を対象として国別、期間別等の派遣・受入研究者数の集計を実施している。

これらを踏まえ、本調査では、我が国の科学技術国際活動の方向性を検討するための基礎資料として、令和7年度における研究者の派遣・受入れ状況及び関係するデータの収集、分析を行うことを目的とする。

また、研究者の派遣・受入れに係る施策検討の参考とするため、諸外国の取組に係る調査も行う。

3. 委託業務の内容

(1) 概要

我が国の国公立大学、大学共同利用機関法人、国公立高等専門学校、指定の研究開発を行う独立行政法人、指定の国立試験研究機関における海外派遣研究者数・受入研究者数を調査し、研究者の流動性について分析する。また、諸外国の大学・研究機関における外国人研究者の受入れ・派遣に係る取組についても調査を実施する。

なお、我が国の団体への調査については、継続的な調査であるので、過去の調査結果を踏まえた上で、成果報告書に反映すること。

※平成21年度～令和7年度に実施した調査の結果については下記 URL 参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/kouryu/index.htm

(2) 調査対象

- ・全ての国公立大学（短期大学を除く）、大学共同利用機関法人、国公立高等専門学校、指定の研究開発を行う独立行政法人、指定の国立試験研究機関（令和8年9月時点で合計930機関）
- ・日本学術会議協力学術研究団体に指定される団体（令和8年9月時点で合計2,223団体）
- ・諸外国の大学・研究機関（3～5機関程度）

(3) 調査方法

- ① 国公立大学、大学共同利用機関法人、国公立高等専門学校、指定の研究開発を行う独立行政法人、指定の国立試験研究機関への調査
 - ・メール送付による電子媒体でのアンケート調査を行う。
 - ・回答率は90%以上を必須とするが、対象とする全ての研究機関からの回収を目標とする。なお、期日までに回答が無かった調査対象機関については、メール及び電話での督促を行うこととする。
- ② 日本学術会議協力学術研究団体に指定される団体への調査
 - ・HP等で公表されている情報を基に、各団体の連絡先のリスト整理を行ったうえで、メール送付による電子媒体でのアンケート調査を行う。
 - ・必須回答率は設けないが、回答率90%以上を目標としつつ、可能な限り多くの団体からの回収を目指す。また、期日までに回答が無かった調査対象団体については、メール及び電話での督促を最低1回以上行うこととする。なお、督促後、回答が得られなかった団体への対応については、文部科学省科学技術・学術政策局国際政策課総括係担当者（以下、「文部科学省」という。）と相談すること。
- ③ 諸外国の大学・研究機関への調査
 - ・海外の主要な大学・研究機関の中から、文部科学省と協議のうえで選定した3～5機関程度を対象として、ヒアリング調査を行うこととする。
 - ・ヒアリング調査については、オンライン実施も可能とする。

(4) 用語の定義

- ① 海外派遣研究者
国内の上記調査対象機関に所属する者で、外国で行われる共同研究・学会出席・研究のための資料収集・研修など、研究活動を目的として外国に渡航した研究者を示す。
- ② 受入研究者
国内の上記調査対象機関で雇用している（非常勤も含む）外国人教員・研究員等又は共同研究・学会・シンポジウム等で招へい・来日した外国人研究者を示す。

(5) 調査項目

全ての国公立大学、大学共同利用機関法人、国公立高等専門学校、指定の研究開発を行う独立行政法人、指定の国立試験研究機関に対しては、以下の①～④及び⑥の調査を実施し、令和6年度の派遣または受入れ数上位50機関に対しては、⑤の調査も実施する。日本学術会議協力学術研究団体に指定される団体に対しては、⑥の調査を実施する。また、諸外国の大学・研究機関に対しては、⑦の調査を実施する。

なお、項目については、以下に記載しているものに加え、別紙の調査票（案）に記載された内容を含めた調査を行うこと。

- ① 基礎データ
 - 1) 各機関の研究者数（職位別、任期別、常勤別、在籍外国人研究者総数）
 - 2) 機関間連携の状況（日本側の締結主体、協定名、相手方機関名、相手方の所在する国・地域、協定の内容、締結年）
- ② 令和7年度の各機関の海外派遣・受入研究者数の集計
 - 1) 短期（30日以内）

- （派遣先・雇用前・受入れ前の）国・地域別（別紙に記載のとおり）
- 職位別（大学等においては教授、准教授、講師、助教・助手、ポスドク・特別研究員、主任研究員（PI）・グループリーダー以上、一般研究員、その他・分類不能（研究に関する職位））
- 分野別（理学、工学、農学、保健（医学、薬学、歯学等）、人文・社会等、その他・分類不能、不明）
- （派遣・雇用・受入れの）目的が「学会・シンポジウム」である人数
- 財源別（自機関の運営資金、外部資金（政府、政府関係機関等、地方自治体、民間企業、個人、外国政府等、その他外部資金）、私費等、不明）

2）中期（31 日以上 365 日以内）/長期（366 日以上）

- 性別（男性、女性）
- 生年（西暦）別
- （受入研究者の）出身国・地域
- （派遣先・雇用前・受入れ前の）国・地域別（同上）
- （派遣・雇用・受入れの）期間（日数）
- （派遣前・雇用後・受入れ後の）職位別（同上）
- 常勤・非常勤の別
- 任期の有無の別
- 分野別（同上）
- （派遣・雇用・受入れの）目的別（共同研究、フィールドワーク、研修、教育、学会・シンポジウム、その他・分類不能、不明）
- 財源別（同上）
- （派遣先・雇用前・受入れ前の）機関別（政府・政府関連機関等、国際機関等、大学等、民間等（財団、社団法人、NGO、NPO 法人含む）、その他・分類不能、不明）
- （派遣先・雇用前・受入れ前の）機関名

③ 経年分析・相関分析等

海外派遣・受入研究者数について、文部科学省から提供する経年データ（以下の分析項目）に、本年度の調査結果を加えた上で、経年データの加工及び経年分析、及びそれらのうち関連性の把握にふさわしい項目について相関分析等を行う。

なお、相関分析については、単純に各研究者数の増減だけではなく、母数（国内又は世界の研究者総数や人口）の変動に鑑みた分析を含めること。

<分析項目（派遣・受入れ）>

- 年齢別（平成 22 年度～令和 7 年度）
- 国別（平成 14 年度～令和 7 年度）
- 地域別（平成 11 年度～令和 7 年度）
- 期間別（平成 5 年度～令和 7 年度）
- 職位別（平成 22 年度～令和 7 年度）
- 分野別（平成 23 年度～令和 7 年度）
- 財源別（平成 14 年度～令和 7 年度）
- 機関別（平成 14 年度～令和 7 年度）

- ④ 研究者流動の変化に係る要因分析（過去の調査結果との比較）
海外派遣・受入研究者数について、これまでの調査結果と比較し、調査対象年度（令和7年度）の傾向及びその変動の要因についての分析を含めること。
- ⑤ 我が国の大学・研究機関等における国際化に係る体制・制度等
調査項目例としては以下の通り。具体の調査項目については、事前に文部科学省と協議すること。
- 1) 総論
- (i) 体制
- 研究に関する国際化に係る担当部局（本部、部局ごと、その他）
 - 海外拠点の有無、ある場合は所在する国・地域
- (ii) 国際研究戦略
- 策定の有無
 - （策定している場合）策定年度
 - （策定している場合）重視している観点（海外の機関との機関間連携の強化、国際共同研究の強化、日本人研究者の海外派遣、優秀な外国人研究者の受入れ、学内事務の英語化、その他）
 - （策定していない場合）今後の策定予定（今年度中に策定予定、検討中、策定予定なし）
 - （策定予定がない場合）策定しない理由（必要性を感じていない、学内の他規程等でカバーされている、検討体制が整っていない、その他）
- (iii) 人事マネジメント
- （採用時、雇用中の人事評価のそれぞれについて）国際経験に係る評価指標の有無、ある場合は具体の指標
- 2) 派遣
- 派遣研究者数に係る目標の有無、設定している場合は具体の目標値等
 - 派遣研究者に対する機関独自の支援制度の有無、ある場合は具体の支援内容等
 - 派遣先選定時における公的機関の活用状況（JSPS が提供する情報を活用、在外公館が提供する情報を活用、その他）
 - 派遣の成果（機関間協力に発展した、国際共著論文が増加した、その他）
 - 派遣に係る課題（派遣費用の捻出が困難、代替人員の確保が困難、派遣先との調整が困難、希望者が少ない、研究セキュリティ上の懸念、その他）
- 3) 受入れ
- 受入れ研究者数に係る目標の有無、設定している場合は具体の目標値等
 - 受入れ研究者に対する機関独自の支援制度の有無、ある場合は具体の支援内容等
 - 受入れの成果（機関間協力に発展した、国際共著論文数が増加した、その他）
 - 受入れに係る課題（研究室の受入れ体制の整備、外国語対応可能な事務職員の不足、希望者が少ない、研究セキュリティ上の懸念、その他）
- ⑥ 主催した国際的な研究集会の数と参加者の概数の集計
- 主催した研究集会の数（開催形態問わず）

●参加者の概数（参加方式問わず）

上記について、以下の項目別に集計する。

- ・参加者の在籍する機関の所在地（国内または海外）
- ・分野別（理学、工学、農学、保健（医学、薬学、歯学等）、人文・社会等、その他・分類不能、不明）

⑦ 諸外国における研究者派遣・受入に係る取組

研究者の派遣・受入に係る施策検討の参考とするため、諸外国の取組に係る調査を行う。

まず、海外の主要な大学・研究機関の中からヒアリング先の候補のロングリストを作成し、文部科学省と協議のうえで3～5機関程度を対象として選定すること。

ロングリストの作成に当たっては、日本への派遣研究者数、日本からの受入研究者数等も踏まえながら、特定の国・地域・言語圏に偏らないよう留意したうえで10機関程度の候補を提示すること。

ヒアリング調査は、対象機関において主に国際研究交流を担当している部局を通じて実施すること。形式については、オンライン実施も可能とする。ヒアリング調査の実施に当たっては、事前に文部科学省と質問事項を協議すること。なお、状況によっては、文部科学省の担当者も同席する場合がある。

※ヒアリングの観点：対象機関における派遣・受入促進に係る支援や取組（所在国政府の施策として実施している取組、機関独自の取組のいずれであるか明確にすること）。

4. 成果物

- ・成果報告書10部（A4版）
- ・印刷物のほか、電子媒体（記憶媒体はUSB、CD/DVDのいずれかとし、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft Access」で作成されたものとする）によっても納品するものとする。
- ・報告書には、「3.（5）調査項目」で集計及び分析した結果（ヒアリング調査の結果及び分析を含む）を盛り込むこと。
- ・令和9年3月31日（水）までに提出すること。
- ・調査の回答、集計結果及び作成したすべての図表（成果報告書に記載内容も含む）

5. 委託業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

6. 事業規模

事業規模は8,700千円（税込）を上限とする。

7. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として

落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別添の総合評価基準別紙における「評価項目（要求要件）」のとおり。

8. 無償貸付を行える物品

3.(5)③の経年分析にて使用する過去の調査データ、調査対象機関のリストおよび担当連絡先。

9. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

10. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、第三者から資格や認定の取消しを受けるなどの後発事象により、提案書の内容に変更が生じることが判明した場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

11. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

委託者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・別添の総合評価基準別紙における【5-1-1】の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・別添の総合評価基準別紙における【5-1-2】の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、【5-1-1】の場合は「合計額」と、【5-1-2】の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、賃上げ実績の確認のため必要な書類を賃上げ実施期間終了月の月末から3ヶ月以内に委託者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

なお、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、①契約締結日の属する国の会計年度内（暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内）に賃上げが行われていること、②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施している

こと（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）のいずれの要件も満たす場合にのみ、賃上げ実施月から１年間の賃上げ実績を評価することができるものとする。この場合の賃上げ実績の確認時期は、当該評価期間の終了時を基準とし、確認書類等は上記の税理士等が認めた確認書類等によることとする。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合（天災地変等やむを得ない事情による場合を除く）又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

上記の他、詳細は表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

1 2. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 3. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。